

## 主な重点事業の概要について

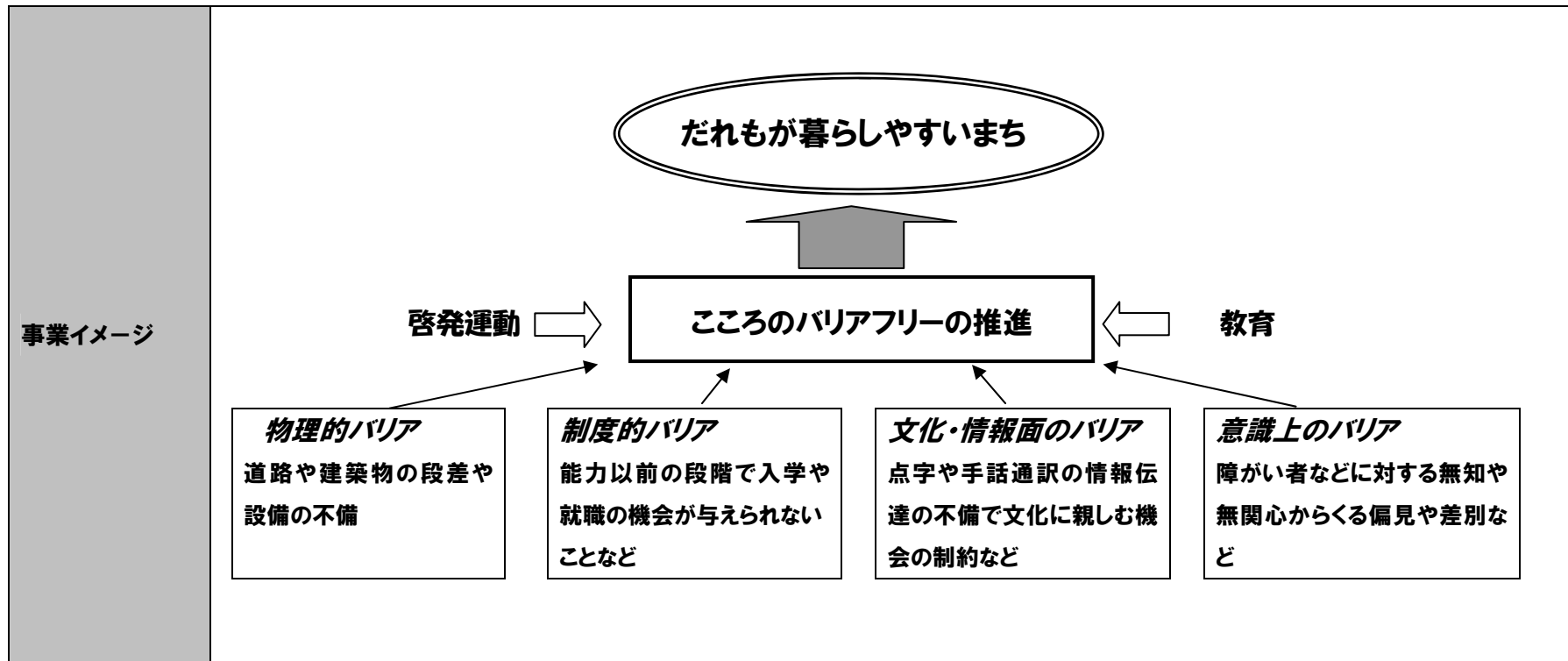
- 分科会での審議などを踏まえ、検討している取組（重点事業）の内容について説明し、意見を伺うもの

### 1 健康づくり推進体制の整備・支援

基本施策	保健・医療サービスの質を高める
事業の目的・必要性	市民が、ライフステージにあわせた健康づくりに取り組み、健康増進が図れるよう、地域の健康づくりの核となる人材を養成し健康づくり活動を支援する。
事業の全体概要	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 地域における健康づくり推進員の養成・意識啓発活動 <ul style="list-style-type: none"> <li>・健康づくり推進員の養成</li> <li>・食生活改善推進員養成講座の実施</li> <li>・全体研修会の開催</li> <li>・地域拠点の合同研修会の開催</li> </ul> </li> <li>○ 地域における健康づくり実践活動への支援 <ul style="list-style-type: none"> <li>・実践活動支援費の補助</li> <li>・健康づくり実践活動の支援及びアドバイス</li> </ul> </li> </ul>
スケジュール	<p>平成18年度：養成講座・全体研修会の開催等 実線活動支援費の補助</p> <p>平成19年度：養成講座・全体研修会の開催等 実線活動支援費の補助</p> <p>※平成20年度以降も継続実施</p>
事業イメージ	<p>主な健康づくり実践活動のイメージ</p>

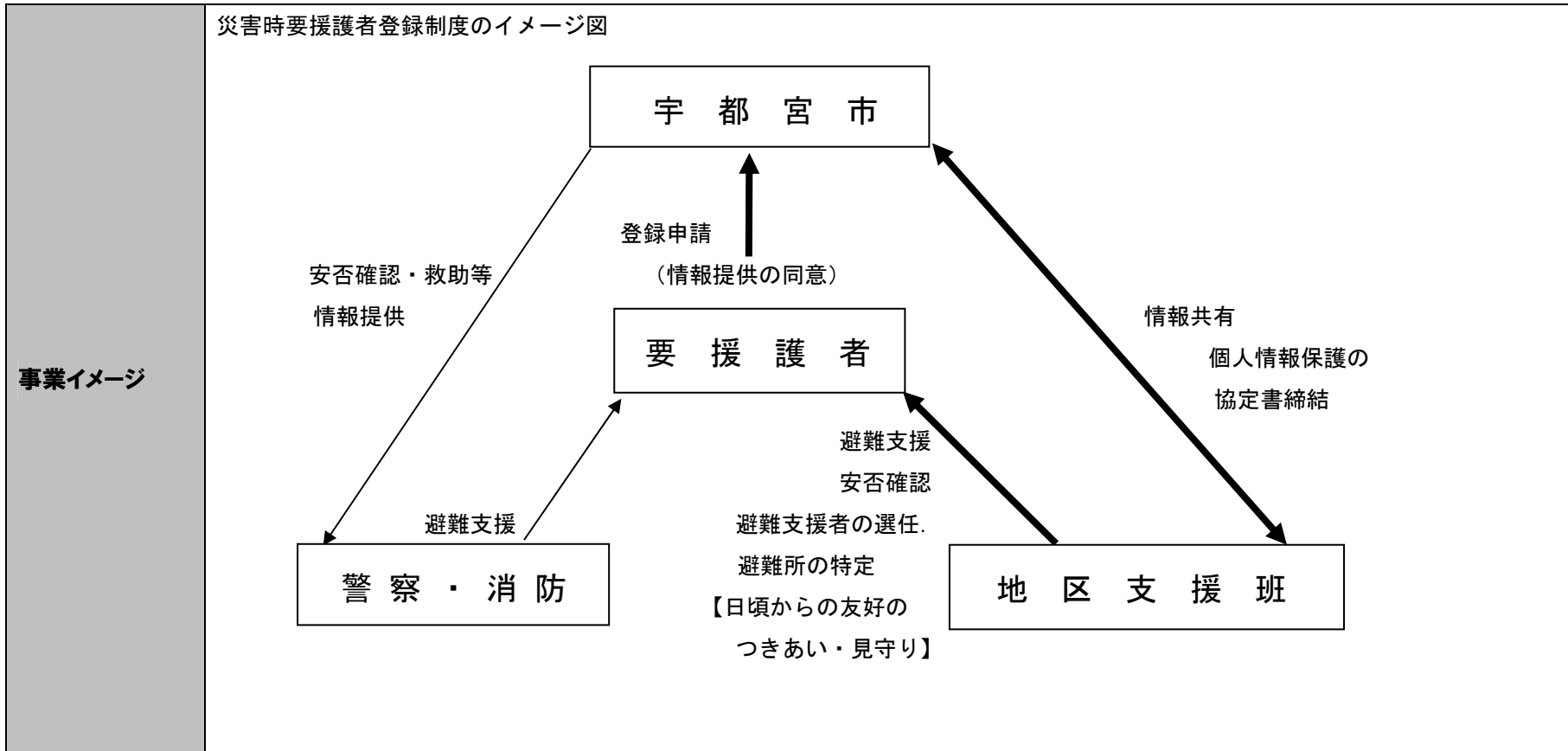
## 2 こころのバリアフリーの推進

基本施策	都市の福祉力を高める
事業の目的・必要性	市民が、高齢者や障がい者に対する思いやりのこころをはぐくむことができるよう、「こころのバリアフリー」の意識啓発のための情報提供の実施や、高齢者、障がい者等との交流機会の場であるイベントを開催する。
事業の全体概要	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 広報紙を活用した情報提供の推進 <ul style="list-style-type: none"> <li>・広報紙、市公式HP等を活用した、人権問題の啓発や各種イベント開催等の情報提供</li> </ul> </li> <li>○ 福祉の祭典の開催 <ul style="list-style-type: none"> <li>・本市社会福祉事業の増進に貢献した方の表彰</li> <li>・福祉関連のイベントの実施</li> </ul> </li> <li>○ 福祉都市宣言の周知 <ul style="list-style-type: none"> <li>・平成8年に定めた「福祉都市宣言」の普及・啓発</li> </ul> </li> <li>○ 福祉のまちづくり推進協議会との連携強化 <ul style="list-style-type: none"> <li>・市民・事業者が主体的に「福祉のまちづくり」を推進するための組織である推進協議会への支援</li> </ul> </li> </ul>
スケジュール	<p>19年度～ 市民福祉の祭典の開催</p> <p>20年度「こころのバリアフリーハンドブック」作成</p>



### 3 地域保健・福祉体制の充実

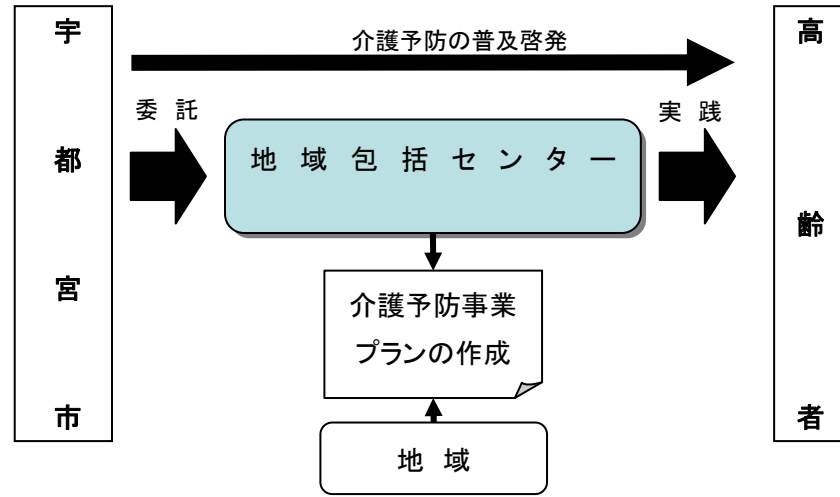
基本施策	都市の福祉力を高める
事業の目的・必要性	市民が身近な場所で、保健・福祉に関する総合的なサービスを利用できるよう、サービス提供体制の整備や情報の管理システム等の整備を推進する。
事業の全体概要	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 保健・医療・福祉サービス体制の総合化の推進 <ul style="list-style-type: none"> <li>・地域における保健福祉サービス提供の推進 <ul style="list-style-type: none"> <li>⇒地域の拠点となる3か所の地区市民センターに「保健と福祉に関する総合相談窓口」を活用し、より市民が身近な場所で相談やサービスを受けやすくする。</li> </ul> </li> </ul> </li> <li>○ 地域における福祉サービスの充実 <ul style="list-style-type: none"> <li>・地域包括支援センターの設置 <ul style="list-style-type: none"> <li>⇒高齢者が要介護状態になることを予防するとともに、要介護状態となった場合においても、可能な限り地域において自立した生活を営むことができるよう、地域において介護予防マネジメントや権利擁護事業等を一体的に実施する役割を担う、地域包括支援センターを中核拠点とする。</li> </ul> </li> <li>・ひとり暮らし高齢者等安心ネットワークシステムの推進 <ul style="list-style-type: none"> <li>⇒ひとり暮らし高齢者等が住み慣れた地域の中で、安心して生活を送ることができるよう、地域における見守り体制と公的な福祉サービスを組み合わせた安否確認を行なうシステムを構築する。</li> </ul> </li> <li>・災害時要援護者マニュアルの策定 <ul style="list-style-type: none"> <li>⇒本市における要援護者に対する支援体制を整備することにより、風水害や地震等の自然災害が発生した場合に、ひとり暮らし高齢者・障がい者等の要援護者に対し迅速かつ的確な対応が図れるよう実効性ある事業を推進する。</li> </ul> </li> </ul> </li> <li>○ 出前保健福祉講座の推進</li> <li>○ 社会福祉協議会・福祉協力員との連携強化</li> <li>○ 民生委員・児童委員との連携強化</li> </ul>
スケジュール	各年実施



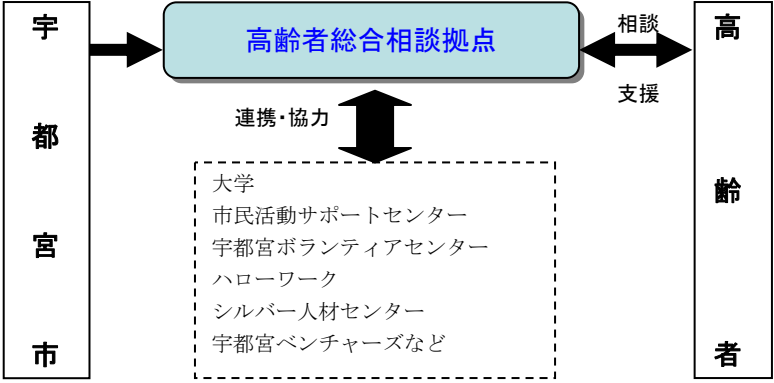
#### 4 介護予防の推進

基本施策	3 高齢期の生活を充実する
事業の目的・必要性	<p>介護保険法施行規則の一部改正により、地域包括支援センターの事業内容が拡充されることから、地域における介護予防事業を一層充実させ、要介護高齢者等の減少を図る必要がある。</p> <p>このため、介護予防の拠点である地域包括支援センターの機能強化を図り、介護予防事業を積極的に推進する。</p>
事業の全体概要	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 地域における普及啓発 <ul style="list-style-type: none"> <li>・あらゆる機会を捉えた、介護予防についての普及啓発事業の強化</li> <li>・自治会公民館等における教室の開催</li> </ul> </li> <li>○ 地域の実情に応じた介護予防事業プランの作成・実践 <ul style="list-style-type: none"> <li>・地域と連携しながら、地域性を考慮した効率的な介護予防事業の検討・実践</li> </ul> </li> </ul> <ol style="list-style-type: none"> <li>① 介護予防に取り組む地域の組織化</li> <li>② 関係機関と連携した担い手(ボランティア等)の育成</li> <li>③ 地域の社会資源の把握をするとともに、関係団体との連携強化</li> <li>④ 地域ごとの自発的な健康体操(ラジオ体操など)の実施促進</li> <li>⑤ 一般高齢者対象の介護予防マネジメントの実施</li> </ol>
スケジュール	<p>平成21年度 地域包括支援センターの機能強化</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 介護予防の普及啓発</li> <li>・ 介護予防事業プランの作成</li> </ul> <p>平成22年度 介護予防事業プランに沿った事業の実施</p>

事業イメージ



## 5 高齢者総合相談機能の充実

基本施策	3 高齢期の生活を充実する
事業の目的・必要性	団塊世代を含めた中高年世代の知識や経験をまちづくりに活かすとともに、第2の人生を健康でいきいきと暮らすことができるよう支援するため、多様な相談に対応する総合的な相談機能の充実を図る。
事業の全体概要	<p>○ 高齢者総合相談機能の充実</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 時 期:平成20年度～</li> <li>・ 内 容:福祉分野を含めた地域活動の相談, 生活設計相談, 就業・起業相談, 研修・資格取得の相談, 大学等関係機関と連携した各種講座の開催</li> </ul>
スケジュール	<p>平成19年度 事業内容の検討</p> <p>平成20年度 機能拡充</p>
事業イメージ	

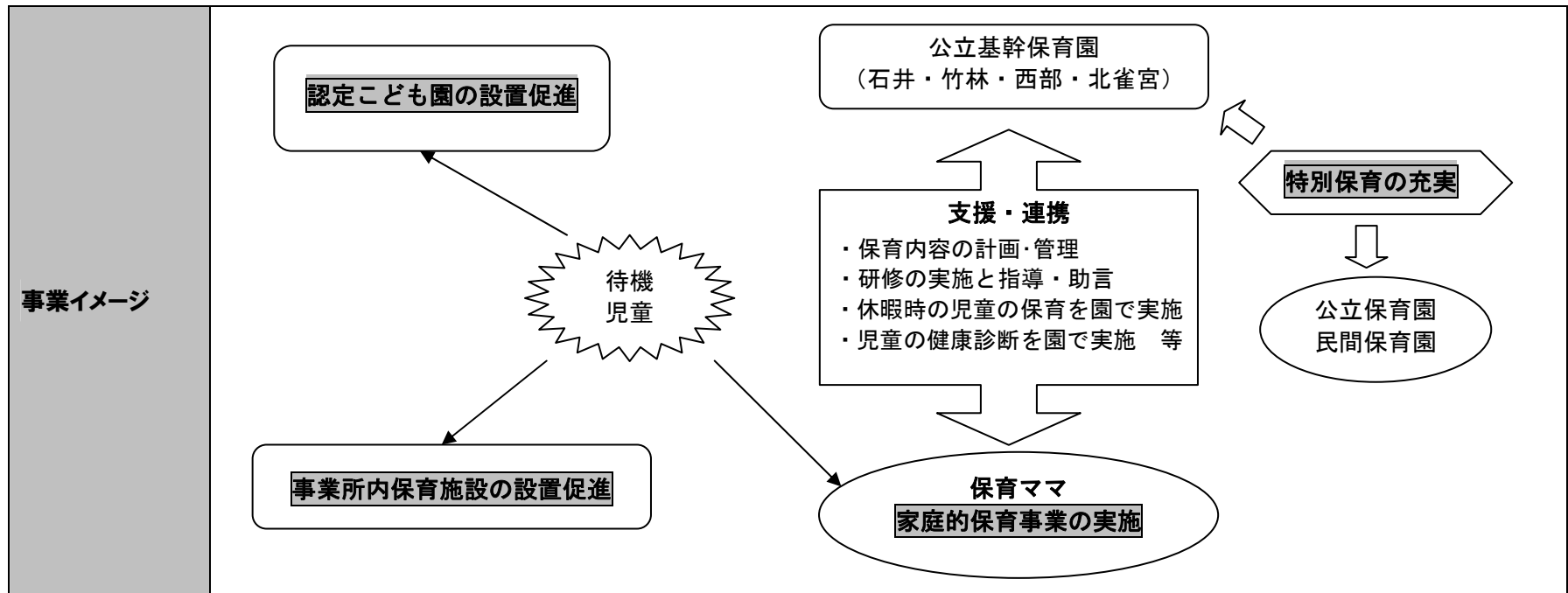


## 6 就労支援事業の充実

基本施策	障がいのある人の生活を充実する
事業の目的・必要性	授産品の販売促進を図るとともに、障がい者の就労体験・訓練の機会を確保し、一般就労する際のフォロー体制の整備等により、就労を支援し、障がい者の自立・社会参加を促進する。
事業の全体概要	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 授産品の販売促進 ⇒ 店舗事業への支援, 販路拡大への支援</li> <li>○ 障がい者インターンシップ支援事業 ⇒ 職場実習体験の場の確保</li> <li>○ ジョブコーチ支援事業 ⇒ ジョブコーチ派遣に対する支援</li> </ul> <p>《ジョブコーチ》</p> <p>障がい者の就労の安定を図るため、事業所にジョブコーチ(職場適応援助者)を派遣し、障がい者や事業主に対して、雇用の前後を通じて障がい特性を踏まえた直接的、専門的な援助を行う。</p>
スケジュール	<p>平成20年度～ 事業実施の検討</p> <p>平成21年度～ 事業実施</p>
事業イメージ	

7 きめ細かな保育サービスの提供(多様な保育資源の活用促進・ニーズに対応した保育サービスの充実)

基本施策	愛情豊かに子どもたちを育む	
	(事業名:多様な保育資源の活用促進)	(事業名:ニーズに対応した保育サービスの充実)
事業の目的・必要性	多様化する保育ニーズへの対応や仕事と子育ての両立を支援するため、幼稚園など既存保育資源の活用や事業所内保育施設の設置を促進し、子育て支援施設を充実することにより、安心して子どもを生ま育てられる環境の整備を図るもの。	就労形態の多様化などにより、一般保育では対応できない保育ニーズへの対応や、増加傾向にある待機児童の解消のため、きめ細やかな保育サービスを提供することにより、安心して子どもを生ま育てられる環境の整備を図るもの。
事業の全体概要	<p>○ 認定こども園の設置促進</p> <p>幼稚園及び保育所等における小学校就学前の子どもに対する教育及び保育、保護者に対する子育て支援を総合的に提供する「認定こども園」について、保育需要・地域バランスなどを考慮し、関係機関等と協議を進めながら、設置を促進する。</p> <p>○ 事業所内保育施設の設置促進</p> <p>市内に事業所を有する事業主(仕事と子育ての両立支援の取組の実施を条件)が、新たに小規模な事業所内保育施設の設置する場合、設置に要する費用の一部を補助する。</p> <p>・対象経費 土地の取得費を除く施設の建築費、工事費、設計監理料、施設の購入費等</p>	<p>○ 特別保育の充実</p> <p>保護者のニーズや利便性、地域バランス等を考慮しながら、長時間延長保育、一時保育、休日保育、乳幼児健康支援一時預かり(病後児保育)の各特別保育事業について、計画的に実施園を拡大していく。</p> <p>○ 家庭的保育事業(保育ママ)の実施</p> <p>待機児童の状況を考慮しながら、基幹保育園と連携した保育ママを配置し、保育に欠ける3歳未満児の保育を行う。</p> <p>・保育ママ 保育士又は看護師の資格を持つ者</p> <p>・実施場所 保育ママの居宅内等の専用室(面積9.9㎡以上)</p> <p>・定員 3名以内(補助者がいる場合5名以内)</p>
スケジュール	【事業所内保育施設の設置促進】 平成20年度 補助事業の実施	【家庭的保育事業】 平成20年度 保育ママによる保育の実施



## 8 地域防犯ネットワークの構築

基本施策	日常生活の安心感を高める
事業の目的・必要性	市民の身近なところで発生する犯罪が増加傾向にあり、多くの市民が犯罪被害に対する不安を感じている状況の中、地域の治安の悪化に対して強い問題意識を持つ地域住民によって、多くの防犯ボランティア団体が結成され、自主的な取組が進められている。それら地域で行われている防犯活動を効果的で継続的なものにするため、防犯活動団体のネットワーク化を図る。
事業の全体概要	<p>○防犯活動団体に対する活動支援</p> <p>地域で自主的に行われている防犯活動団体の活動を支援する。</p> <p>・地域防犯ネットワークの構築</p> <p>地域で活動する自主防犯活動団体の間、市と地区との間及び地区間において、情報の共有化や連携等が促進されるよう、ネットワークを構築し、それを活用した防犯施策を展開する。</p> <p>・地域防犯活動支援補助制度の実施</p> <p>活動経費の助成を含めた支援制度を確立し、地域で自主的に行われる防犯活動が効果的・継続的に行われるよう支援する。</p>
スケジュール	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 地域防犯ネットワークの構築 ⇒ 平成 20 年度までに市内 39 地区で構築</li> <li>・ 地域防犯活動支援補助制度の実施 ⇒ 平成 20 年度から実施予定</li> </ul>

【参考1】地域防犯ネットワークの全体図

